

地域再造林推進WGの取組状況について

地域再造林推進WGでの主な取組状況

再造林促進に係る主な課題	令和6年度の主な取組	今後の取組
①森林所有者の経営意欲の減退 ・皆伐した収益で造林費用を賄えない。 ・林業経営への関心がない。 ・後継者がいない。 (森林を手放したい。寄付したい。) <u>森林所有者に対して、いかに再造林の承諾を得るかが課題</u>	○森林所有者の負担がかからない仕組みづくりを検討するため、森林組合へ下刈り作業における収支状況等を聞き取り ○森林の新たな収入源として、需要の増大が見込まれるJ-クレジット創出への取り組みを支援 ・制度説明会への参加(7月19日) ・県のJ-クレジット創出支援事業の情報提供 ・事業体からの個別相談への対応	○林業経営体、森林所有者への働きかけ ・林業サイクル推進コーディネーターと連携するなど、再造林の重要性についての働きかけを実施 ○J-クレジット創出支援 ・J-クレジットの創出には、森林経営計画の策定が必須であり、計画的な林業経営の必要性を森林所有者等へ働きかけ、森林経営計画認定面積の拡大を進める
②作業班員の不足 ・募集しても応募がない。 ・過酷な作業により定着しない。 <u>造林作業の担い手不足により再造林・保育の対応が困難</u>	○森林組合へ下刈り作業等における労働力の状況を聞き取り ○低コスト化による労働強度の低減を図るため、林業経営体へ低密度植栽等の低コスト化に関する情報提供を行うとともに、WG員の理解の醸成を図った	○林業経営体、森林所有者への働きかけ ・低密度植栽等の低コスト化に係る情報提供及び理解の醸成 ○林業事業体への働きかけ ・造林、保育を主体とする事業体の事例紹介 ・外国人材に関する制度の情報提供
③伐採届出制度の適切な運用、伐採情報の共有 ・森林所有者・伐採事業者による届出・報告が不十分 <u>市町村の管理する伐採情報が共有できない</u> (個人情報の問題)	○令和4年度に改正された伐採届出制度の再確認 ・各種会議等での説明	○森林所有者、林業事業体への働きかけ ・伐採届出制度の適正な運用の周知 ○市町村の取り組み ・個人情報の取り扱いなど、伐採届出書の様式変更
④再造林を見据えた伐採作業の実施 ・伐採事業者と造林事業者との連携が必要 <u>再造林を見据えた伐採作業のルール作りが必要</u>	○森林組合等林業経営体に対し、伐採及び植栽の連携にかかる課題の聞き取り ○地域WGを活用し、伐採事業者と造林事業者が情報交換できる場の設置	○林業事業体への働きかけ ・再造林の必要性の共通認識醸成、明文化 ・素材生産業者による再造林、保育作業の実施 ○市町村の取り組み ・市町村森林整備計画でのゾーニング

※ゴシック表記が各WGにおける取組

再造林促進に係る主な課題	令和6年度の主な取組	今後の取組
⑤コンテナ苗の安定的な生産と供給 ・一貫作業を進めるためにはコンテナ苗の安定的な供給が必要 ・苗木生産者の増加	○安定的な苗木生産に必要な機械設備等の導入支援（県庁） ・少花粉コンテナ苗ビギナー生産者支援事業 ・苗木生産者育成対策事業 ○苗木生産者への働きかけ ・少花粉コンテナ苗の新規生産者及び生産規模拡大に取り組む生産者に対して、森林研究所職員と林業普及指導員が連携してコンテナ直接播種育苗やセルトレイ播種育苗など、苗木の生産技術向上に関する指導や助言を実施。 ○コンテナ苗による再造林地の活着状況確認	○苗木生産者を対象とした生産技術の研修等（県庁） ・少花粉スギ・ヒノキ低コスト生産実証 ・苗木生産者技術指導研修会 ○林業事業体への働きかけ ・森林経営計画に基づく計画的な再造林の実施
⑥効果的な獣害対策 ・皆伐・再造林のためには、効果的な獣害対策が必須 ・防護柵の処分問題	○シカ林業被害総合対策 ・県、市町村、森林組合、猟友会等の関係者による被害防止体制（協議会）を4地区（津山市、鏡野町、真庭市、奈義町）で整備し、これまでの防護に加え、捕獲の強化や被害を受けにくい再造林方法の導入など、地域の実情にあった総合的な対策を実施。 【協議会（モデル地区）の設置状況】 ・津山地区（津山市中北上地内）：7月29日 ・鏡野地区（鏡野町土生、中谷地内）：7月24日 ・真庭地区（真庭市鉄山地内）：7月24日 ・奈義地域（奈義町馬桑地内）：7月30日	○シカ林業被害総合対策 ・専門家を交えた現地検討等を行い、各協議会において実施する対策等を決定後、関係者が連携してその対策等を実施し、併せて効果等を検証。（3年間）

第3回検討会議で整理された課題に対する対応状況について

令和6年度 確実な再造林に向けた対策の実施について

主な課題	令和6年度実施内容	主な取組状況等
①森林の適切な経営管理 森林所有者が森林経営に関心がない。 (森林所有の負担感)	1 森林経営計画策定に向けた課題の整理（地域WG等でのまとめ） ・持続的な森林経営を実現していくためには、面的な森林のまとまりの中で、意欲のある主体が計画に基づき森林の施業を実施することが効率的。 ・ある程度の長さの期間を対象とする受委託を進めていく必要がある。 ・古くから所有していた山林を完全に他者に任せる、他者に売却することに対して抵抗感の大きい所有者も存在。 【対応策】 森林経営管理制度に基づく森林所有者への意向調査に基づき、森林経営計画への編入などを提案	○森林管理システム市町村等支援事業 (別冊資料 P2) OR7 新規素案：森林経営計画作成機能の構築 (別冊資料 P1)
	2 森林所有者・造林者業者に負担が掛からない新たな仕組みづくり ○下刈りに係る主な森林組合の意見（地域WG等での聞き取り） ・造林及び下刈りについては、補助金及び皆伐再造林促進支援事業等で、森林所有者の費用負担無しで実施できている。 ・特に下刈りは過酷な作業であり、賃金の上乗せが必要。 ・気温の上昇による労働環境の悪化等から、労働生産性は0.1ha/人日程度 【対応策】 新たな収入源の創出	

※明朝体での記載内容は、第3回検討会議において整理された課題及び検討事項。

主な課題	令和6年度実施内容	主な取組状況等
	(1) Jークレジット 森林の新たな収入源として、需要の増大が見込まれる森林由来Jークレジット創出への取り組みを支援 (2) 再造林支援基金 再造林の推進に係る基金造成の可能性について検討 (3) 市町村による支援 森林環境譲与税等を活用した支援事業の検討	OR6 新規：Jークレジット創出支援事業 (別冊資料 P4) ・ Jークレジット制度説明会の開催 開催：7月19日 津山文化センター 講師：林野庁 増山森林吸収源情報管理官 農林中央金庫営業企画部 森部長代理 参加：市町村、事業体等 47名 ・ Jークレジット登録・認証支援 Jークレジットの登録・認証に係る経費の1/2を支援 R6：2森林組合、1事業体 ○Jークレジットと排出量取引について (別冊資料 P6) ○県内Jークレジット創出市町村 津山市 (別冊資料 P8) 西栗倉村 (別冊資料 P9) ○皆伐再造林促進支援事業 (別冊資料 P22) ○他県での取組事例 (林野庁) (別冊資料 P24) ○市町村による再造林関係支援 (別冊資料 P38)

検討課題	令和6年度実施内容	主な取組状況等
	3 長期管理受託（30年程度）の手法 ・委託者、受託者双方におけるメリット、デメリットを整理し、長期的に森林を管理する森林経営計画認定面積の拡大を図る。 ・Jークレジット創出には、18年以上継続して森林経営計画の認証を受ける必要があり、長期管理受託が必須となる。 【対応策】 林経営管理制度に基づく森林所有者への意向調査に基づき、森林計画の新たな樹立などを提案	○西粟倉村 百年の森構想（別冊資料 P9） ○秋田県、福井県の長期契約事例（別冊資料 P39） ○森林管理システム市町村等支援事業（別冊資料 P2）
②造林作業の省力化・効率化 作業員の確保・定着が進まない。 (造林従事者の確保が急務)	1 造林・保育作業員の育成・確保（必要な支援策等の検討） ○主な下刈りに係る森林組合の意見（地域WG等での聞き取り） ・造林班と林産班は明確に分けているが、造林班は人材不足であり、一部は外注に出している。 ・林産班が造林、保育を兼務している組合もある。 【対応策】 造林、保育に係る労働条件の改善	○OR6 新規：下刈り手当助成事業（別冊資料 P40） ○OR7 新規素案：林業における職場環境改善の促進（別冊資料 P1）
	2 冬下刈り、除草剤使用効果の検証 ・2,000本/ha 植栽など、低コストに係る新たな取り組みに対し、懐疑的な森林所有者が存在。（地域WG等での聞き取り） 【対応策】 森林所有者及び林業経営体に対し、低密度植栽等も含めた、低コスト化による労働強度の低減などの情報提供を行い、理解の醸成を図る。（令和5年度に試験的に除草剤使用を実施）	○森林研究所の研究課題（別冊資料 P41） ○岡山森林管理署、森林技術・支援センターの取組（別冊資料 P42）

検討課題	令和6年度実施内容	主な取組状況等
③伐採作業と造林作業の連携 主伐地情報の共有 (伐採情報の共有化)	1 個人情報等の取り扱い方法の検討 ・伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された伐採する森林の所在場所や森林所有者の情報等を、地域の森林整備を行う森林組合などの森林経営計画作成者へ提供できるようにするため、個人情報の取扱いに関して同意を示す欄を設けるなど、様式の変更について内閣府へ提案。 ・伐採造林届出制度は、市町村の自治事務であるため、市町村の判断で、告示様式に示された事項以外の事項を追加することが可能であるとされた。 ・本年度中に、全国の市町村に周知するため、関係通知を改正し発出される見込み。	○令和6年度地方分権改革に関する提案事項 (別冊資料 P94)
	2 市町村・森林組合等との情報共有 ○主な植栽に係る森林組合の意見（地域WG等での聞き取り） ・造林作業は森林組合が行うケースがほとんどであり、素材生産者との連携ができていない現場では、地拵えに多くの労力が必要。 ・森林組合が管内の伐採情報を全て把握しているわけではなく、市町村に提出される伐採届出情報等の伐採情報が早い段階で入手できれば、森林所有者や素材生産者との連携が可能である。 【対応策】 伐採届出書や林業サイクル推進コーディネーターが収集した伐採情報を共有し、伐採業者・造林業者の連携による森林所有者への再造林の働きかけを実施。	○R6 新規：林業サイクル推進コーディネート事業 (別冊資料 P4) ・森林所有者へ再造林の働きかけを実施 ・パンフレットの作成 ○R7 新規素案：伐採及び伐採後の造林の届出制度 管理機能の拡充 (別冊資料 P1)

検討課題	令和6年度実施内容	主な取組状況等
④苗木の安定供給体制の構築 コンテナ苗の安定的な生産と供給	1 苗木需給情報の精度向上に向けた取組 ・苗木需給情報の集約化。 ・森林経営計画に基づく計画的な再造林の実施。	
	2 コンテナ苗木生産期間の短縮技術の普及や作業平準化・省力化技術の実証 ・少花粉コンテナ苗の新規生産者及び生産規模拡大に取り組む生産者に対して、苗木生産に必要な資機材の導入を支援するとともに、森林研究所職員と林業普及指導員が連携してコンテナ直接播種育苗やセルトレイ播種育苗など、苗木の生産技術向上に関する指導や助言を実施。 ・少花粉苗木を効率的、安定的に生産する技術を確立するため、再造林のトータルコスト低減が期待されているコンテナ苗の生産技術を生産現場で実証。 ・県内の苗木生産者の少花粉スギ・ヒノキ苗木の生産技術の向上のため、先進地の生産者等による研修会（県内・県外）を開催。	○コンテナ苗で広げる花粉レスの森づくり事業 （別冊資料 P98） ○R6 新規：少花粉コンテナ苗ビギナー生産者支援事業 （別冊資料 P97）
⑤獣害対策の強化 被害防除対策の強化 今後増える防護柵の廃棄処分	1 防護柵の設置・点検・修繕技術の研修 2 生分解性ネット等の研究 【シカ林業被害総合対策】 ・県、市町村、森林組合、猟友会等の関係者による被害防止体制（協議会）を4地区（津山市、鏡野町、真庭市、奈義町）で整備し、これまでの防護に加え、捕獲の強化や被害を受けにくい再造林方法の導入など、地域の実情にあった総合的な対策を実施。 ・専門家を交えた現地検討等を行い、各協議会において実施する対策等を決定後、関係者が連携してその対策等を実施し、併せて効果等を検証。（3年間）	○R6 新規：再造林推進のためのシカ林業被害総合対策 （別冊資料 P99）

伐採及び伐採後の造林届出書 (様式第1号)

伐採及び伐採後の造林の届出書

様式は正しいか？
記載漏れはないか？

伐採の始期の 30～90 日前で
提出する

年 月 日

届出人の氏名・住所が正確
に記載する。

市町村長 殿
伐採を行う森林が所在する市町
村の長あてとなっているか？

※必須

森林所有者 住 所 宮崎市〇〇
届出人氏名 〇〇 〇〇
電話番号
伐採する者 (立木を伐採する権原を有する者)
住 所 宮崎市〇〇
届出人氏名 △△ (株)
電話番号
伐採後の造林をする者 (造林する権原を有する者)
住 所 宮崎市〇〇
届出人氏名 〇〇 〇〇
電話番号

〔法人にあつては、名
称及び代表者の氏名〕

「伐採する者」と「伐採後の造林する者」が異なる場
合、連名で提出する。
多くの場合、「森林所有者」と「伐採後の造林する者」
は、同一。
法人の場合は、名称及び代表者の氏名を記入する。

※市町村長が必要と判断する場合

仲介業者及び伐採事業者 (立木を伐採する権限を有しない者)
住 所 宮崎市〇〇
届出人氏名 □□林業 (株)
電話番号

伐採届出を仲介業者及び立木の伐採する権原を有し
ない伐採事業者が作成している場合に必要。
法人の場合は、名称及び代表者の氏名を記入する。

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第 10 条の 8 第 1 項の規定により届け出ま
す。

本伐採は届出者である (のうち) 〇〇が所有する立木 (又は長期受委託契約に基づき△△が
所有する立木) を伐採するものです。

□なお、再造林の推進に活用するために、本届出書の記載内容を、〇〇市町村長が〇〇森林
組合に提供すること並びに〇〇森林組合が宮崎県庁ホームページに掲載されている「再
造林推進ネットワーク会員リスト」中の伐採事業者及び造林事業者に提供することに同意し
ます。

同意する場合、☑を入れる。

①伐採箇所ごとに届出書を作成する。
②複数地番にまたがる場合は、全ての
地番を記載する。
③必要に応じて届出に係る区域を示す
図面を添付する。

1 森林の所在場所

市 町 大字 字 地番
郡 村 林小班 ()

林小班を記入する

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

①森林法以外の法令により施業の制限がある場合はその種別等を記載する。
②合法性等の証明の希望の有無について記載する (任意)
(転用の場合「確認通知書」、それ以外は「適合通知書」。

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場
合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造
林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積
は、小数第 2 位まで記載し、第 3 位を四捨五入すること。